

議案第114号

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月6日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）  
の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の80」を「6月に支給する場合においては  
100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、  
同条第3項中「100分の37.5」との次に「、「100分の90」と  
あるのは「100分の42.5」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

一般職員給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給							
再任 用職 員以 外の 職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300

1 0	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
1 1	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
1 2	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
1 3	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
1 4	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
1 5	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
1 6	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
1 7	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
1 8	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
1 9	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
2 0	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
2 1	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
2 2	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
2 3	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
2 4	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
2 5	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
2 6	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
2 7	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
2 8	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
2 9	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
3 0	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
3 1	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
3 2	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
3 3	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
3 4	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
3 5	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
3 6	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
3 7	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
3 8	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
3 9	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
4 0	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
4 1	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
4 2	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
4 3	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
4 4	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
4 5	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
4 6	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
4 7	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
4 8	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
4 9	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
5 0	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
5 1	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
5 2	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
5 3	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
5 4	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800

5 5	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
5 6	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
5 7	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
5 8	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
5 9	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
6 0	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
6 1	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
6 2	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
6 3	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
6 4	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
6 5	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
6 6	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
6 7	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
6 8	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
6 9	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
7 0	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
7 1	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
7 2	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
7 3	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
7 4	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
7 5	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
7 6	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
7 7	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
7 8	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
7 9	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
8 0	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
8 1	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
8 2	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
8 3	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
8 4	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
8 5	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
8 6	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
8 7	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
8 8	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
8 9	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
9 0	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
9 1	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
9 2	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
9 3	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
9 4		294,000	341,800				
9 5		294,400	342,300				
9 6		294,800	342,700				
9 7		295,000	342,800				
9 8		295,300	343,300				
9 9		295,700	343,700				

1 0 0		296, 100	344, 000					
1 0 1		296, 300	344, 300					
1 0 2		296, 600	344, 700					
1 0 3		297, 000	345, 100					
1 0 4		297, 300	345, 500					
1 0 5		297, 500	346, 000					
1 0 6		297, 800	346, 400					
1 0 7		298, 200	346, 800					
1 0 8		298, 500	347, 200					
1 0 9		298, 700	347, 700					
1 1 0		299, 100	348, 100					
1 1 1		299, 500	348, 400					
1 1 2		299, 800	348, 700					
1 1 3		299, 900	349, 200					
1 1 4		300, 200						
1 1 5		300, 500						
1 1 6		300, 900						
1 1 7		301, 100						
1 1 8		301, 300						
1 1 9		301, 600						
1 2 0		301, 900						
1 2 1		302, 300						
1 2 2		302, 500						
1 2 3		302, 800						
1 2 4		303, 100						
1 2 5		303, 400						
再任用職員		186, 900	214, 400	254, 400	273, 800	288, 900	314, 300	356, 000

第2条 山陽小野田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第27条第2項中「6月に支給する場合においては100分の80、12

月に支給する場合には「100分の90」を「100分の85」に改め、同条第3項中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の37.5」を「100分の40」に改め、「、「100分の90」とあるのは「100分の42.5」と」を削る。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の山陽小野田市職員給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の山陽小野田市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の山陽小野田市職員給与条例第10条第3項及び第11条の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1

号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、

同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改正後									改正前								
<p>(勤勉手当) 第27条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90</u>を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の80</u>」とあるのは「<u>100分の37.5</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の42.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>									<p>(勤勉手当) 第27条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、<u>100分の80</u>を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の80</u>」とあるのは「<u>100分の37.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>								
<p>別表第1（第4条関係） 一般職員給料表</p>									<p>別表第1（第4条関係） 一般職員給料表</p>								
(単位：円)									(単位：円)								
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400		2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900		3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500		4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500		5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000		6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300		7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800		8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400

9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
1 0	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
1 1	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
1 2	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
1 3	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
1 4	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
1 5	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
1 6	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
1 7	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
1 8	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
1 9	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
2 0	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
2 1	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
2 2	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
2 3	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
2 4	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
2 5	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
2 6	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
2 7	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
2 8	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
2 9	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
3 0	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
3 1	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
3 2	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
3 3	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
3 4	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
3 5	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
3 6	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
3 7	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
3 8	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
3 9	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
4 0	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
4 1	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
4 2	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
4 3	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
4 4	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
4 5	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
4 6	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
4 7	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
4 8	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
4 9	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
5 0	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
5 1	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600

9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
1 0	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
1 1	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
1 2	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
1 3	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
1 4	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
1 5	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
1 6	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
1 7	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
1 8	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
1 9	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
2 0	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
2 1	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
2 2	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
2 3	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
2 4	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
2 5	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
2 6	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
2 7	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
2 8	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
2 9	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
3 0	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
3 1	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
3 2	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
3 3	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
3 4	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
3 5	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
3 6	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
3 7	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
3 8	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
3 9	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
4 0	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
4 1	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
4 2	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
4 3	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
4 4	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
4 5	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
4 6	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
4 7	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
4 8	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
4 9	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
5 0	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
5 1	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200

5 2	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
5 3	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
5 4	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
5 5	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
5 6	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
5 7	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
5 8	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
5 9	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
6 0	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
6 1	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
6 2	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
6 3	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
6 4	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
6 5	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
6 6	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
6 7	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
6 8	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
6 9	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
7 0	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
7 1	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
7 2	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
7 3	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
7 4	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
7 5	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
7 6	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
7 7	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
7 8	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
7 9	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
8 0	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
8 1	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
8 2	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
8 3	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
8 4	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
8 5	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
8 6	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
8 7	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
8 8	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
8 9	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
9 0	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
9 1	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
9 2	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
9 3	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
9 4		294,000	341,800				

5 2	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
5 3	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
5 4	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
5 5	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
5 6	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
5 7	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
5 8	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
5 9	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
6 0	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
6 1	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
6 2	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
6 3	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
6 4	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
6 5	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
6 6	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
6 7	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
6 8	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
6 9	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
7 0	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
7 1	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
7 2	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
7 3	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
7 4	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
7 5	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
7 6	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
7 7	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
7 8	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
7 9	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
8 0	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
8 1	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
8 2	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
8 3	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
8 4	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
8 5	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
8 6	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
8 7	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
8 8	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
8 9	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
9 0	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
9 1	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
9 2	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
9 3	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
9 4		293,600	341,400				

	9 5		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>				
	9 6		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>				
	9 7		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>				
	9 8		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>				
	9 9		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>				
	1 0 0		<u>296,100</u>	<u>344,000</u>				
	1 0 1		<u>296,300</u>	<u>344,300</u>				
	1 0 2		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>				
	1 0 3		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>				
	1 0 4		<u>297,300</u>	<u>345,500</u>				
	1 0 5		<u>297,500</u>	<u>346,000</u>				
	1 0 6		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>				
	1 0 7		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>				
	1 0 8		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>				
	1 0 9		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>				
	1 1 0		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>				
	1 1 1		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>				
	1 1 2		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>				
	1 1 3		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>				
	1 1 4		<u>300,200</u>					
	1 1 5		<u>300,500</u>					
	1 1 6		<u>300,900</u>					
	1 1 7		<u>301,100</u>					
	1 1 8		<u>301,300</u>					
	1 1 9		<u>301,600</u>					
	1 2 0		<u>301,900</u>					
	1 2 1		<u>302,300</u>					
	1 2 2		<u>302,500</u>					
	1 2 3		<u>302,800</u>					
	1 2 4		<u>303,100</u>					
	1 2 5		<u>303,400</u>					
再任用職員		<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	<u>356,000</u>

	9 5		<u>294,000</u>	<u>341,900</u>				
	9 6		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>				
	9 7		<u>294,600</u>	<u>342,400</u>				
	9 8		<u>294,900</u>	<u>342,900</u>				
	9 9		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>				
	1 0 0		<u>295,700</u>	<u>343,600</u>				
	1 0 1		<u>295,900</u>	<u>343,900</u>				
	1 0 2		<u>296,200</u>	<u>344,300</u>				
	1 0 3		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>				
	1 0 4		<u>296,900</u>	<u>345,100</u>				
	1 0 5		<u>297,100</u>	<u>345,600</u>				
	1 0 6		<u>297,400</u>	<u>346,000</u>				
	1 0 7		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>				
	1 0 8		<u>298,100</u>	<u>346,800</u>				
	1 0 9		<u>298,300</u>	<u>347,300</u>				
	1 1 0		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>				
	1 1 1		<u>299,100</u>	<u>348,000</u>				
	1 1 2		<u>299,400</u>	<u>348,300</u>				
	1 1 3		<u>299,500</u>	<u>348,800</u>				
	1 1 4		<u>299,800</u>					
	1 1 5		<u>300,100</u>					
	1 1 6		<u>300,500</u>					
	1 1 7		<u>300,700</u>					
	1 1 8		<u>300,900</u>					
	1 1 9		<u>301,200</u>					
	1 2 0		<u>301,500</u>					
	1 2 1		<u>301,900</u>					
	1 2 2		<u>302,100</u>					
	1 2 3		<u>302,400</u>					
	1 2 4		<u>302,700</u>					
	1 2 5		<u>303,000</u>					
再任用職員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第10条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) (略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u> (4) (略) (5) (略) (6) (略) 3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u> 4 (略) 第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p>	<p>(扶養手当) 第10条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) (略) (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) (略) (4) (略) (5) (略) 3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。</u> 4 (略) 第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を</p>

- (1) (略)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その

含む。）を任命権者に届け出なければならない。

- (1) (略)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養

日が月の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(勤勉手当)

親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、100分の85を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の40」とする。

4～6 (略)

第27条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額に、第24条第2項各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の80」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の42.5」とする。

4～6 (略)